

平成30年度行政事業レビューシート (個人情報保護委員会)

事業名	特定個人情報保護評価に必要な経費			担当部局庁	個人情報保護委員会事務局			作成責任者		
事業開始年度	平成25年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課			政策立案参事官 松本秀一		
会計区分	一般会計									
根拠法令(具体的な条項も記載)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「マイナンバー法」という。)第27条、第28条、第35条			関係する計画、通知等	-					
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費					
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	行政運営の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤としてマイナンバー制度が整備されたが、その一方、特定個人情報の漏えい等の事態の発生が懸念されている。そのような懸念に対し、マイナンバー制度の安心・安全に資する制度として、特定個人情報保護評価(以下「保護評価」という。)制度が実施されている。保護評価制度は、特定個人情報ファイルを保有しようとする行政機関や地方公共団体の長などが、特定個人情報の漏えい等のリスクに対する対策を、自ら評価し公表する制度である。具体的には、特定個人情報ファイルを保有することで生じるリスクとそれに対する対策を、所定の様式(以下「評価書」という。)に記入し、公表する仕組みである。本事業の目的は、マイナンバー保護評価システムの運用・保守、改修により評価実施機関による評価書の提出・公表を支援すること、またマイナンバー保護評価Webを通じて広く国民が評価書を閲覧できるようにすることである。									
事業概要(5行程度以内。別添可)	マイナンバー保護評価システムの運用・保守、改修によって評価実施機関による評価書の提出・公表を効率的に処理するとともに、マイナンバー保護評価Webを整備することで、広く国民が評価書を閲覧できるようにしている。評価実施機関にとって利便性の高いシステムとなるよう、マイナンバー保護評価システムの運用・保守、改修を行うとともに、評価実施機関が適切に保護評価を実施できるよう指導・助言を行うなど、保護評価制度の円滑な運用に資する活動を行っている。またマイナンバー保護評価Web上で、評価書の検索機能に加え、月ごとの評価書の公表件数を取りまとめた結果を公表するなど、国民に対し保護評価制度の実施状況について周知する役割も果たしている。									
実施方法	直接実施									
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求				
		当初予算	50	33.5	33.5	103.5	92.5			
		補正予算	-	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-	-			
	計	50	33.5	33.5	103.5	92.5				
	執行額	30.1	33.2	32.4						
	執行率(%)	60%	99%	97%						
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	60%	99%	97%							
平成30・31年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	30年度当初予算	31年度要求	主な増減理由						
	情報処理業務庁費	103.5	92.5	「新しい日本のための優先課題推進枠」4(百万円)						
	その他	0	0							
	計	104	92							
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
			成果実績	-	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	-	
根拠として用いた統計・データ名(出典)	-									
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								チェック		

定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と26～28年度の達成状況・実績						
	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	保護評価は、評価実施機関が特定個人情報ファイルを保有する前に、その取扱いについて自ら評価するものである。このため、委員会として目標値を設定して実施することができない性質のものであることから、定量的な目標設定は困難。			【定性的な成果目標】 各評価実施機関による保護評価の適切な実施の支援 【27～29年度の達成状況・実績】 各評価実施機関による保護評価の適切な実施のため、①マイナンバー法第27条第2項に定める指針の再検討に伴い、保護評価に関する規則の改正、指針の変更及び同指針の解説の更新を行った。②マイナンバー保護評価システム及びマイナンバー保護評価Webについて、運用・保守、改修などを行いながら、評価実施機関による評価書の提出・公表及び国民等による評価書の閲覧のため、さらに利便性の高いシステムとした。					
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
	評価実施機関による保護評価の実施の支援	評価実施機関により当該年度に公表された評価書の件数	実績	件	25,210	16,093	18,205	-	-	
			目標値	%	-	-	-	-	-	
達成度			%	-	-	-	-	-		
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
	評価実施機関による保護評価の実施の支援	マイナンバー保護評価Webへのアクセス件数	実績	万件	187	121	77	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-		
達成度			%	-	-	-	-	-		
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込	
	委員会が承認等した評価書等の数 ※保護評価は、評価実施機関が特定個人情報ファイルを保有する前に、その取扱いについて自ら評価するものである。このため、委員会として目標値を設定して実施することができない性質のものであることから、委員会においてアウトプットの見込み等を設定することは困難。			活動実績	件	9	13	10	-	-
				当初見込み	-	-	-	-	-	-
単位当たりコスト	算出根拠			単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込		
	マイナンバー保護評価Webは、全国の評価実施機関の評価書の提出・公表を処理するとともに、HPにより国民が評価書を閲覧できるようにするものであるため、単位当たりコストを算出することは困難。			単位当たりコスト	-	-	-	-		
				計算式	/	-	-	-		

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	個人情報の適正な取扱いの確保							
	施策	特定個人情報保護評価制度の適切な運用							
	測定指標	定量的指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
			実績値	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)				
		評価実施機関により当該年度に公表された評価書の件数	-	-	<p>マイナンバー法においては、評価実施機関に評価書を公表することが義務付けられているため、評価実施機関による評価書の公表件数を測ることは、施策の進捗状況を測る際の目安となる。しかしながら、保護評価は、評価実施機関が特定個人情報ファイルを保有する前に、その取扱いについて自ら評価するものである。このため、委員会として目標値を設定して実施することができない性質のものであることから、実績値を把握し、記載するものとする。</p> <p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>平成27年度には評価実施機関より25,210件、平成28年度には16,093件の評価書が公表され、平成29年度には18,205件の評価書が公表されている。</p>				
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)				
		マイナンバー保護評価Webへのアクセス件数	-	-	<p>マイナンバー法においては評価書の公表が義務付けられており、国民はマイナンバー保護評価Webにより評価書を検索・閲覧することができるため、マイナンバー保護評価Webへのアクセス件数を測ることは、施策の進捗状況を測る際の目安となる。しかしながら、マイナンバー保護評価Webは国民がインターネットで自由に閲覧できるものであり、そのアクセス件数については、目標値を設定することが困難な性質のものであるため、実績値を把握し、記載するものとする。</p> <p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>平成27年度のマイナンバー保護評価Webへのアクセス件数は約187万件、平成28年度は約121万件であり、平成29年度のアクセス件数は約77万件であった。</p>				
		本事業の成果と上位施策・測定指標との関係							
<p>保護評価制度の適切な運用においては、マイナンバー保護評価システムにより評価実施機関の評価書の提出・公表作業を支援することで、評価実施機関が確実に評価書を委員会へ提出・公表できるようにすることが重要である。加えて、マイナンバー保護評価Webを通じて広く国民が評価書を閲覧できるようにすることにより、国民が自らの特定個人情報の取扱いについて関心を持ち、評価実施機関による保護評価が適切に実施されているかを確認することが重要である。</p> <p>本事業の実施状況を測る指標として、「評価実施機関により当該年度に公表された評価書の件数」と、「マイナンバー保護評価Webへのアクセス数」の二つを挙げているが、評価実施機関により当該年度に公表された評価書の件数を確認することは、各機関が保護評価を適切に実施しているかを確認する指標として適当であり、また、マイナンバー保護評価Webへのアクセス数は、国民の保護評価制度に対する関心を反映していると考えられ、国民の保護評価制度への参加度合を測り、本事業の成果を測る指標として適当である。</p>									

事業所管部局による点検・改善

事業所管部局による点検・改善			
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	マイナンバー保護評価システムの運用・保守、改修によって評価実施機関による評価書の提出・公表を効率的に処理するとともに、マイナンバー保護評価Webを整備することで、広く国民が各評価書を閲覧できるようにすることは、マイナンバー制度の安心・安全という国民や社会のニーズを反映している。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	全国の評価実施機関からの評価書の提出・公表をシステムにて一元的に管理する必要があるため、地方自治体、民間等に委ねることは困難である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	評価実施機関による評価書の提出・公表を支援することや、広く国民が評価書を閲覧できるようにするという政策目的の達成手段として、マイナンバー保護評価システム及びマイナンバー保護評価Webの整備は必要かつ適切な事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	一般競争入札において一者応募となった契約及び競争性のない随意契約があったものの、従来より十分な準備期間の確保や情報提供の拡充に取り組み、応札者の増加を図っている。また、手続きの透明性、公平性や実質的な競争性を確保するため、この他にも、受注者に求める資格要件の緩和や入札可能性調査の実施といった対策を講じているところであるが、今後も更なる工夫に努める。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	-
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	マイナンバー保護評価システムの整備に必要な運用・保守、改修についての費用・使途に限定している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	必要最小限の費用で、マイナンバー保護評価システムの運用・保守、改修ができるよう効率化を図っている。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-	-
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	-
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	マイナンバー保護評価システムにより全国の評価実施機関が評価書の提出・公表を行うとともに、マイナンバー保護評価Web上で国民が評価書を閲覧していることから、十分に活用されている。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-
	所管府省名	事業番号	事業名
		-	-
点検・改善結果	点検結果	評価実施機関の適切な評価の実施を支援するために必要最小限の経費を計上している。予算の効率化等を踏まえ、引き続き、評価実施機関による保護評価の実施の支援に必要となる最小限の経費を計上するとともに、適切な執行に努める。	
	改善の方向性	保護評価の実施が円滑に行われるよう、指針の変更等について評価実施機関に対し周知する。また、マイナンバー保護評価システム及びマイナンバー保護評価Webについて、運用・保守、改修を行い、引き続き安定的な運用を図るとともに、点検結果を踏まえ、効率的な調達による予算執行に努める。	

外部有識者の所見

○ 一者応札となっている案件については、要因を分析し、資格要件の緩和や入札可能性調査の実施といった対策を講じるべきである。ただし、システムの保守等の契約は、事実上担当できる業者が限定される。このような案件は、競争入札の有効性等を慎重に検討したうえで、随意契約に切り替え、条件や価格を交渉した方が有益な場合もあり、保護評価システムについて、競争入札から随意契約に切り替え、価格交渉により契約額の引き下げを実現させたことは評価。

行政事業レビュー推進チームの所見							
一部 の 改善 内容	予算執行に当たっては、引き続き手続きの透明性・公正性の確保に努める。 保護評価システムを安定的に稼働し、特定個人情報保護評価制度の円滑な運用に努める。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
執行 等 改 善	引き続き競争性が確保されるよう十分な準備期間の確保や情報提供の拡充等を図り、効率的な調達による予算執行に努める。						
備考							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	-	平成25年度	内閣府(新25-0014)
平成26年度	26-0001	平成27年度	27-0002	平成28年度	28-0002		
平成29年度	個人情報保 護委員会 (0002)						
※平成29年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。							
資金の流れ (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">個人情報保護委員会 32.4百万円</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">【随意契約及び一般競争契約】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">A.民間会社(3社) 32.4百万円</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">〔 マイナンバー保護評価システムの運用・保守等 〕</p> </div> </div>						
費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.沖電気工業株式会社			B.			
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
	情報処理業務 庁費	マイナンバー保護評価システムの運用・保守	15.8				
	情報処理業務 庁費	マイナンバー保護評価システムの改修等	15.6				
	計		31.4	計		0	
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載						チェック	

支出先上位10者リスト

A.

支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1 沖電気工業株式会社	7010401006126	マイナンバー保護評価システムの運用・保守業務	15.8	随意契約(その他)	-	-	
2 沖電気工業株式会社	7010401006126	マイナンバー保護評価システムの改修業務	15.6	一般競争契約(最低価格)	1	98.7%	
3 KDDI株式会社	9011101031552	マイナンバー保護評価システムの運用・保守業務	1	随意契約(少額)	-	-	
4 リコーリース株式会社	7010601037788	マイナンバー保護評価システムの運用・保守業務	0	随意契約(少額)	-	-	